

約の締結後に、「セルフモニタリング計画書」を策定し、市の確認を受けること。

実施設計、建設及び工事監理の履行に伴って作成する各提出書類、工事の記録を基に、各業務の履行についてセルフモニタリング計画書に従い確認を行い、要求水準や提案書を充足していることを客観的に確認する仕組みを導入すること。その結果を市に「要求水準確認報告書」として提出し報告を行うこと。

1. 9 特許・著作権等の使用

（1）著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の提出書類の著作権は、提案を行った選定事業者に帰属する。

（2）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を原則として選定事業者が負担すること。

第2章 設計・建設業務の要求水準

2. 1 設計・建設業務総則

2. 1. 1 施設整備基本方針

本事業の施設整備業務については、次の点に配慮して計画すること。

- (1) 市民に親しまれてきた文化・芸術拠点の再生
- (2) 安心安全な耐震性の確保
- (3) バリアフリー化と長寿命化による既存ストックの活用
- (4) まちづくりの拠点回遊動線の整備

2. 1. 2 実施体制

- (1) 選定事業者は、本事業における施設整備業務の実施にあたり、「統括責任者」を配置すること。また、実施設計業務、建設業務及び工事監理業務の各責任者（以下「各業務責任者」という。）を配置し、統括責任者と連携させ、施設整備業務の円滑化を図ること。**なお、統括責任者といずれかの各業務責任者の兼務は可とする。ただし、各業務責任者の兼務は不可とする。**
- (2) 選定事業者は、各業務期間中において統括責任者及び各業務責任者が参加する施設整備に関する連絡会議を適宜開催し、市及びD Bモニタリング事業者がいつでも参加できるようにすること。**なお、市又はD Bモニタリング事業者が求めた場合には、各業務責任者以外の者も参加すること。**
- (3) 工事期間中は、市がいつでも選定事業者が実施する工程会議に参加できるようにする